

第1章 緑の基本計画改定の背景

秋田市緑の基本計画は、平成10年度に策定され、策定後約10年が経過しようとしていますが、以下のように策定時の状況と大きく変化しているため、緑の基本計画を改定します。

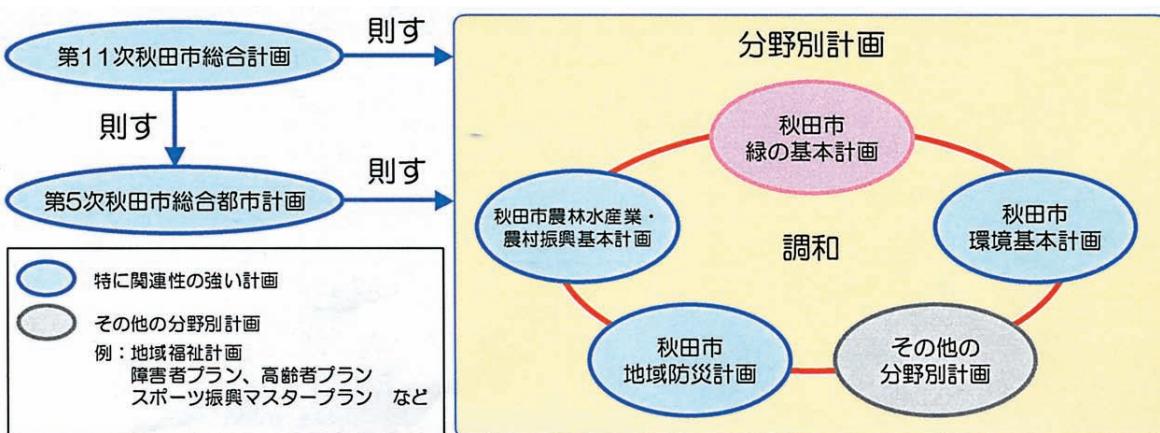
- (1) 平成17年1月11日、河辺町、雄和町の秋田市への編入
- (2) 平成19年3月、第11次秋田市総合計画の策定
- (3) 地方分権一括法（平成11年-1999年）に基づき、平成12年（2000年）から都市計画は地方公共団体の自治事務となり、市町村へ大幅な権限委譲が実施
- (4) 平成16年（2004年）に「景観法」の制定、「都市緑地法（旧都市緑地保全法）」の改正を始めとした関係法制度の大幅な見直し
- (5) 地方公共団体の財政状況の悪化や予想以上の少子高齢化の進行、経済状況の低迷など

第2章 緑の基本計画の目的

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、都市緑地法に基づき、市が緑の現状や緑に対する多様なニーズをふまえ、都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設及び民有地の緑化の推進について、その目標量を定め、地域の特色を生かしながら、独自性と創意工夫、市民協働による施策の展開や、取り組みを行うための基本的な方向性を定めるものです。

第3章 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、第11次秋田市総合計画と第5次秋田市総合都市計画を上位計画とし、各分野の計画との調和を図りながら策定する緑に関する分野別計画です。他分野における計画のうち、特に関連性の強い計画としては、秋田市環境基本計画、秋田市農林水産業・農村振興基本計画、秋田市地域防災計画などがあげられます。



第4章 計画のフレーム

計画のフレームの設定にあたっては、「第11次秋田市総合計画」との整合を図ることとします。

1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、秋田市の都市計画区域（41,437ha）を対象とすることを基本としますが、緑の連担性、環境保全等の視点から、必要に応じて全市域を対象とします。また、緑の確保量の設定に際しては、身近なみどりをつくるという観点から、市街化区域とこれに隣接する緑地を対象とし、都市の中のみどりを創出することを前提として設定します。

2) 目標年次

本計画における目標年次は「将来」とし、今後秋田市が目指すべき将来像に向けた中間目標を設定します。中間目標の目標年次は「第11次秋田市総合計画」との整合を図り、概ね10年後の平成29年とします。概ね5～10年の間隔で、計画内容を点検し、必要に応じて改訂します。

ただし、平成20年には都市計画マスタープランの策定作業がされることから、この策定を受け、計画の目標を見直すこととします。

3) 人口及び市街地の規模の見通し

人口については、平成17年国勢調査の総人口を基準とし、都市計画区域内人口及び市街化区域内人口を設定します。各区域の人口設定は、平成12年の総人口に対する各区域の人口割合を算出し、これを平成17年の総人口に乗じて推計します。

将来人口については、「第11次秋田市総合計画」で示されている推計人口を用い、施策の効果をスライドさせる手法で平成29年の人口を推計しました。

市街地の規模については、無用なスプロール化をさけるため、現状面積がそのまま推移することとして、人口の推計を行います。

年次		現況 (平成 19 年*)	中間年次 (平成 29 年)	将来
全市	人口	333,100	320,770	
	面積(ha)		90,567	
都市計画区域	人口	326,264	314,179	
	面積(ha)		41,437	
市街化区域	人口	293,388	282,520	
	面積(ha)		7,424	

*現況人口については平成17年数値を使用